

令和8年度 防災情報ネットワーク事業
観測機器等点検・保守業務

特別仕様書

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

1. 適用範囲

令和8年度 防災情報ネットワーク事業 観測機器等点検・保守業務（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、この特別仕様書によるものとする。なお、本特別仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議することとする。

第2章 作業内容

1. 目的

本業務は、防災情報ネットワーク事業の適切な執行のため、利根川水系土地改良調査管理事務所管内（以下「利根調管内」という）に設置されている地震観測装置の定期点検を行うものである。

2. 作業場所

本業務における点検対象の場所は、別添施行位置図及び以下に示すとおりである。

(1) 定期点検の対象

1) 地震観測装置

- ①南椎尾調整池（感震器2台：勝島製作所製）茨城県桜川市真壁町椎尾地内
- ②深山ダム（感震器2台：明星電気製）栃木県那須塩原市百村地内
- ③板室ダム（感震器2台：明星電気製）栃木県那須塩原市板室地内
- ④塩田調整池（感震器2台：勝島製作所製）栃木県芳賀郡市貝町塩田地内
- ⑤菅又調整池（感震器2台：RION製）栃木県芳賀郡茂木町上菅又地内
- ⑥丹生貯水池（感震器2台：勝島製作所製）群馬県富岡市下丹生地内
- ⑦大塩貯水池（感震器2台：勝島製作所製）群馬県富岡市南後箇地内
- ⑧竹沼貯水池（感震器2台：勝島製作所製）群馬県藤岡市緑埜地内

3. 作業概要

本業務は、地震観測装置について点検を行い、点検報告書（点検結果及び点検状況写真）の作成一式を行うものである。点検対象機器については次のとおりである。

(1) 地震観測装置

感震器	8箇所
G N S S	8箇所
収納架内地震観測装置	8箇所

第3章 作業条件

第3-1条 情報セキュリティ対策

受注者は、防災情報ネットワークに関する情報セキュリティ対策について、共通仕様書、別に貸与する「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」（令和7年7月23日農林水産省）、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成27年3月31日農林水産省訓令第4号）及び「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について（案）」に記載された関連項目を遵守し、業務中において下記1～7を実施しなければならない。なお、「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」及び「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について（案）」が改定された場合には、それらに基づき実施すること。

1. 行政情報の目的外使用の禁止

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

2. 情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制

共通仕様書第 1-38 条における電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保のほか、業務の実施における情報セキュリティの確保のため、受注者は、本業務の実施に当たって、下記（１）～（２）の措置を講ずることを業務計画書に記載すると共に、初回打合せにおいて発注者へ説明すること。

- （１）本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。
- （２）本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。

3. 情報セキュリティインシデントへの対処方法

共通仕様書第 1-38 条における事故の発生時の措置に基づき、発注者への連絡体制、原因究明、補完措置及び再発防止策を業務計画書に記載すること。なお、本業務実施中及び実施後において速やかな対応が可能となる連絡体制及び対策とすること。

4. 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法

受注者は、履行状況の点検、報告等のため、毎月の情報セキュリティ対策その他の契約の履行実績を作成し、監督職員に提出すること。

5. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、発注者と受注者で改善について協議を行い、合意した改善策を実施するものとする。

6. 受注者が業務の一部を再委託する場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を発注者に提供し、あらかじめ再委託について発注者の承諾を得ること。

7. 再委託先における情報セキュリティ対策は、前々項に規定する事項を準用するものとし、受注者の責任により確認・指導を行うこと。

第 3 - 2 条 関連業務・工事

本業務に関連する業務・工事は下記のとおりである。

業務・工事名	施行場所	(予定) 工期	工種・概略数量等
令和 8 年度 防災情報ネットワーク事業 現場技術業務	利根調管内	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	監督支援 業務 1 式
令和 8 年度 防災情報ネットワーク事業 データ転送設備更新工事（鬼怒中央及び大里地区）（予定）	利根調管内	令和 8 年 5 月～ 令和 9 年 3 月	電気通信 工事 1 式
令和 8 年度 防災情報ネットワーク事業	利根調	令和 8 年 6 月～	電気通信

データ転送設備更新工事（鐮川地区）（予定）	管内	令和9年3月	工事1式
令和8年度 防災情報ネットワーク事業 データ転送設備更新工事（芳賀台地地区）（予定）	利根調 管内	令和8年6月～ 令和9年3月	電気通信 工事1式
令和8年度 防災情報ネットワーク事業 データ転送設備更新工事（渡良瀬川中央及び 沿岸地区）（予定）	利根調 管内	令和8年7月～ 令和9年3月	電気通信 工事1式

第4章 現場条件

1. 関係機関との調整

受注者は各施設へ立入りする際は、事前に監督職員と調整の上、監督職員の指示に従わなければならない。また、各施設において作業箇所以外への立入りはこれを禁止する。ただし、必要と認められる場合は、施設管理者の了承を得るものとする。

なお、立入りを認められた場合でも監督職員又は施設管理者の指示に従い、施設運用に支障のないよう留意する。

2. 第三者に対する措置

第三者に対する措置が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

また、既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、監督職員に報告し、受注者の責任で処理するものとする。

3. 関係機関への申請等

点検実施に必要な手続は受注者で行うものとする。

第5章 業務責任者

1. 受注者は本業務の実施にあたり業務責任者を定め、監督職員に通知しなければならない。

2. 業務責任者は、農林水産省、国土交通省、独立行政法人水資源機構又は地方公共団体のいずれかの機関が発注した地震観測装置の新設・更新又は点検に関する業務又は工事について実績を有する者でなければならない。

第6章 打合せ

1. 打合せ時期

本業の打合せについては、下記の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには業務責任者が出席するものとする。ただし、適切な業務の進捗のために、下記に限らず必要に応じて行うものとする。

初 回 業務着手の段階（業務計画書の提出）

最終回 報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

2. 打合せ場所 WEB 会議（オンライン）による。

第7章 提出図書

受注者は、作業終了後すみやかに点検報告書（点検結果及び点検状況写真）及び臨時点検報告書（臨時点検を実施した場合）を作成し、提出するものとする。

第8章 点検要領

1. 点検対象、点検項目及び内容は、【別表1】のとおりとし、事前に監督職員に説明を行うものとする。

2. 前項の説明に要する費用は、受注者の負担とする。

3. 受注者は、点検完了後、各機器の単体調整を行うとともに、機器本来の機能を十分に発揮できるように総合調整を行うものとする。

4. 次に示す機器に不具合が確認された場合は、臨時点検の実施について協議する。

(1) 第2章の2の(1)に示す定期点検の対象に記載する機器

(2) 水位計

①丹生貯水池

群馬県富岡市下丹生地内

②大塩貯水池

群馬県富岡市南後箇地内

③竹沼貯水池

群馬県藤岡市緑埜地内

(3) 揚圧力計

①板室ダム

栃木県那須塩原市板室地内

(4) 転送サーバ

①霞ヶ浦用水土地改良区

茨城県下妻市北大宝地内

②那珂川沿岸用水管理センター

茨城県水戸市飯富町地内

③鬼怒中央土地改良区連合

栃木県宇都宮市中岡本町地内

④栃木県那須広域ダム管理支所

栃木県那須塩原市百村地内

⑤芳賀台地土地改良区

栃木県芳賀郡市貝町塩田地内

⑥待矢場両堰土地改良区

群馬県太田市鳥山下町地内

⑦鐮川土地改良区

群馬県富岡市富岡地内

⑧丹生貯水池

群馬県富岡市下丹生地内

⑨六堰頭首工管理所

埼玉県深谷市永田地内

(5) Webカメラ

①南椎尾調整池

茨城県桜川市真壁町椎尾地内

②御前山ダム

茨城県常陸大宮市下伊勢畑地内

③小場江頭首工

茨城県常陸大宮市三美地内

④岡本頭首工

栃木県宇都宮市中岡本町地内

⑤深山ダム

栃木県那須塩原市百村地内

⑥板室ダム

栃木県那須塩原市板室地内

⑦塩田調整池

栃木県芳賀郡市貝町塩田地内

⑧菅又調整池

栃木県芳賀郡茂木町上菅又地内

⑨勝瓜頭首工

栃木県真岡市勝瓜地内

⑩太田頭首工

群馬県桐生市広沢町地内

⑪ 邑楽頭首工	群馬県館林市大島町地内
⑫ 邑楽東部第1排水機場	群馬県邑楽郡板倉町海老瀬地内
⑬ 神の前・神明堀遊水池	群馬県太田市龍舞町地内及び石打地内
⑭ 長堀六千石遊水池	群馬県太田市六千石町地内
⑮ 常光寺遊水池	群馬県邑楽郡大泉町大字下小泉地内
⑯ 矢場幹線遊水池	群馬県太田市台之郷町地内
⑰ 大谷幹線遊水池	群馬県太田市東長岡町地内
⑱ 葦川遊水池	群馬県太田市沖之郷町地内及び龍舞町地内
⑲ 常光寺第2遊水池	群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚地内
⑳ 仲伊谷田承水溝遊水池	群馬県館林市大島町地内
㉑ 早川田遊水池	群馬県館林市下早川田町地内
㉒ 大箇野幹線遊水池	群馬県邑楽郡板倉町大字大高嶋地内
㉓ 丹生貯水池	群馬県富岡市下丹生地内
㉔ 大塩貯水池	群馬県富岡市南後箇地内
㉕ 竹沼貯水池	群馬県藤岡市緑埜地内
㉖ 六堰頭首工	埼玉県深谷市永田地内

5. その他

本作業に伴って疑義等が生じた場合には、監督職員と協議し取り決めるものとする。

第9章 契約変更

契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりである。

ただし、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第2章に示す「作業内容」に変更が生じた場合
- (2) 第4章に示す「現場条件」に変更が生じた場合
- (3) 第8章に示す「点検要領」に変更が生じた場合
- (4) 第8章の4に示す臨時点検が必要となった場合
- (5) 観測機器等の部品交換や補修が必要と判断された場合
- (6) 履行期間に変更が生じた場合
- (7) その他監督職員が必要と認めたもの

第10章 貸与資料

貸与資料は次のとおりであり、監督職員の請求があった場合及び完了検査時に一括返納しなければならない。

番号	名称	制定（改定）年月
1	情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様	令和7年7月23日
2	「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成27年3月31日農林水産省訓令第4号）	令和7年8月13日 一部改正
3	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について（案）	—

4	令和5年度 防災情報ネットワーク事業 観測機器等点検・保守業務報告書	—
5	令和6年度 防災情報ネットワーク事業 観測機器等の点検・保守業務報告書	—
6	令和7年度 防災情報ネットワーク事業 観測機器等点検・保守業務報告書	—

第11章 完成図書

完成図書の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- ・完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- ・完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
- ・その他監督職員が指示するもの 1式
- ・提出先 千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 保全課

第12章 業務管理

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第13章 環境負荷低減に向けた取組

受注者は、本調達の履行に当たり、以下に示す環境負荷低減に取り組むこととする。
なお、原則として、取組状況の確認は求めないこととする。

- (1) 受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- (2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- (3) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
- (4) 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- (5) 機械等を扱う場合は機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めること。

第14章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、点検上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別表 1】 点検要領（点検項目・内容）

点検対象	点検項目	確認事項、具体的方法	数量
1. 地震観測装置			
1-1. 感震器 (据置型、埋設型)	(1) 感震器設置状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドホールや内部に損傷や変形が無いことを確認する。 ・感震器(据置型)に損傷や変形が無く、コンクリート基礎に固定されていることを確認する。 	1 回
	(2) 感震器水平度の確認	水準器により感震器(据置型)が水平に保たれていることを確認する。	
	(3) 感震器信号ケーブルの確認	信号ケーブルに損傷が無く、感震器(据置型)への接続にも問題無いことを確認する。	
	(4) 感震器の電气的確認	<ul style="list-style-type: none"> ・感震器のコイル抵抗値や絶縁抵抗値が基準を満足していることを確認する。 ・感震器への供給電圧を測定し、基準を満足しているかを確認する。 	
1-2. G N S S	(1) G N S S アンテナの設置状況及びケーブルの外観状況の確認	G N S S アンテナ及びケーブルに変形、損傷が無い事を確認する。	1 回
	(2) G N S S アンテナの受信状態の確認	G N S S 衛星の受信により、内部時計の校正が正常に行えている事を確認する。	
1-3. 収納架内 地震観測装置	(1) 機器・装置の外観確認	機器・装置に損傷が無く、設置状況に問題無い事を確認する。	1 回
	(2) 表示画面の確認	地震待機状態の画面が表示されていることを確認する。	
	(3) 設定条件の確認	現状の設定条件を確認する。	
	(4) 地震データの確認	保存されている地震データについて、データ一覧や波形が正常に表示出来る事を確認する。	
	(5) データ通信・メール配信装置の表示確認	データ通信・メール配信装置の LED 表示が正常であることを確認する。	
	(6) 供給電源電圧の確認	供給電源電圧を測定し、正常であることを確認する。	
	(7) ケーブル接続状況の確認	各ケーブルの芯線が確実に接続されていることを確認する。	
	(8) 無停電電源装置の確認	無停電電源装置の状態表示が正常であることを確認する。	

点検対象	点検項目	確認事項、具体的方法	数量
	(9) 停電試験の実施	停電時の供給電圧を測定し、自動復旧する事を確認する。	
	(10) 点検後確認	表示画面が待機状態であること、現在時刻を表示していることを確認する。	